

1. 事故発生の日時 令和5年1月19日(木) 9時10分頃

2. 事故発生の場所 日高川町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：道路改良工事

工期：令和4年12月9日～令和5年7月31日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

斜面において、檜(樹高19m、胸高直径40cm)の伐倒作業を行っていたところ、先に倒していた杉(樹高15m、胸高直径35cm)の枝と檜の枝が重なるように倒れ、檜の切り残し(つる)の切り離しをしたところ、檜と杉が斜面を滑り出し、被害者とともに7m斜面を滑落した。

○男性1名負傷(右肩甲骨骨折、右第3第4第5肋骨骨折、左第10肋骨骨折、右第3腰椎横突起骨折、血胸)

6. 事故原因

- ・労働安全衛生規則において、「伐倒の際に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと」とされているが、先に伐倒した杉をそのままにして作業を行ったこと。
- ・また、「伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること」とされているが、退避する場所を選定していなかったこと。

7. 本件における改善対策

- ・ワイヤーの切断防止のため、伐倒の補助器具(チルホールなど)を適切に使用するとともに、チルホールの操作者を配置し、2人1組での作業を行うこと。
- ・ワイヤーの切断防止のため、ワイヤーを太くすること。